

お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ

同報系防災行政無線の試験放送

問合せ先 市役所危機管理課 ☎0587(32)1275 ID 1000667

市では、地震や武力攻撃などの緊急情報を皆さんにお知らせする同報系防災行政無線を構築しています。有事に情報を確実に伝達できるよう、下記のとおり試験放送を行います。

▶**とき** 6月17日(木)、午前10時ごろ

【放送内容】

- ①「ただ今から、訓練放送を行います」
- ② 報知音→「緊急地震速報。大地震です。大地震です。これは訓練放送です」(3回繰り返し)
- ③「これで訓練放送を終わります」

緊急地震速報が聞こえたら・・・

①**まず低くなり**

②**頭を守って**

③**動かない!**



市営プールがオープンします

スポーツ課(総合体育館内)

☎0587(34)6318 ID 10001673

▼**とき** 7月1日(木)～8月31日(火) 午前9時～午後5時(7月20日(火)までの平日は午後1時～5時) ▼**ところ** 治郎丸・千代田・平和町プール

▼**その他** 7月3日(土)・11日

(日)午前9時から正午まで、平和町プールは大会のため利用できません ※11日(日)のみ低学年・幼児用プールは利用可

●**中学校プールの一般開放**

▼**とき** 7月21日(水)～8月30日(月) 午前9時～正午・午後1時～5時 ▼**ところ** 明治・稲沢西・大里東中学校 ※学校行事などのため利用できない場合があります

漏水していませんか

水道業務課(上下水道庁舎内)

☎0587(21)2181

前回の検針に比べて急に水の使用量が増えているときは、どこかで水が漏れているかもしれません。水漏れがあつた場合、水道事業指定給水装置工事業者へ修理を申し込んでください。漏水箇所によっては、水道料金が軽減される場合があります。

※水漏れのチェック方法など詳しくは ID 10001293 で確認してください

リサイクル資源の持ち去りにご注意ください

資源対策課(環境センター内)

☎0587(36)0135 ID 10001168

収集日の前日に出された新聞やアルミ缶などの資源が、夜間に持ち去りの被害を受けています。資源の持ち去りは条例で禁止されています。持ち去り犯とトラブルになるケースもあるため、資源は収集日当日の午前7時30分～

道路上で動物の死体を発見したら

ID 1007735

道路上で動物の死体を発見したときは、連絡をお願いします。 ※回収するのは道路上のみで、私有地に立ち入ったの回収はできません

受付時間

午前8時30分～午後5時

連絡先

- ①月曜日から金曜日 ※祝日を除く
資源対策課(環境センター内)
☎0587(36)0135
- ②土・日曜日、祝日
※12月31日～1月3日を除く
(株)リバーズ ☎0120(363)724
☎080(6961)5710

6月6日～12日は危険物安全週間

消防本部予防課

☎0587(22)2115 ID 10006638

私たちの身近には、ガソリンや灯油、天ぷら油などの危険物のほか、スプレー缶やマニキュアなど危険物が使われているものがあります。この機会に、危険物の性質や取り扱い方法を確認しましょう。取り扱い方法を誤ると重大な事故につながるため、十分注意してください。

稲沢あじさいまつり 中止のお知らせ

今年の稲沢あじさいまつりは、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、皆さんの健康と安全を考慮し中止とさせていただきます。ご理解のほど、よろしくお願いします。

問合せ先 市役所商工観光課 ☎0587(32)1332 ID 1006591



お知らせ

募集します

催し物

教室・講座

スポーツ

稲沢市税条例・都市計画税条例の一部改正

問合せ先 市役所課税課 ☎0587(32)1193 ID 1007796

地方税法などの改正に伴い、条例の一部を改正しました。主な内容をお知らせします。

1 個人住民税 ※令和4年度分から適用

消費税率10%が適用される住宅の取得等をして、令和3年1月1日から令和4年12月31日までに居住の用に供した場合に、所得税の住宅ローン控除の控除期間を13年とする特例の適用を受けることができます。

所得割額から控除しきれない額は、個人住民税の所得割額から控除します。 ※控除限度額は、所得税の課税総所得金額等の7% (最大13.65万円)

●**新築の場合**は令和2年10月1日から令和3年9月30日まで、建売や中古住宅の取得・増改築等の場合は令和2年12月1日から令和3年11月30日までに契約締結が必要

●11年目以降の3年間は、各年において「建物購入価格の2%÷3年」または「住宅ローン年末残高の1%」のいずれか少ない額を控除

●建物購入価格、住宅ローン年末残高の控除対象限度額は、一般住宅の場合4,000万円、認定住宅の場合5,000万円

●所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合、床面積が40㎡以上50㎡未満の住宅も控除対象



2 固定資産税・都市計画税

(1) 土地に係る負担調整措置 ※令和3～5年度分 令和3年度の評価替えに伴い、評価替えによる税負担の上昇幅を一定の範囲に抑える負担調整措置について、従来の仕組みを継続します。

(2) 令和3年度限りの特別な措置 負担調整により税額が増加する土地は、令和3年度分に限り、令和2年度と同じ税額に据え置きます。

3 軽自動車税

(1) 環境性能割の税率区分の見直し・臨時的軽減措置の延長

●環境性能割の税率区分を新たな燃費基準で見直し

●自家用乗用車(新車・中古車)の環境性能割の税率を1%軽減する臨時的措置の適用期限を延長し、令和元年10月1日から令和3年12月31日までに取得した軽自動車を対象として適用

〈見直し後の自家用乗用車の例〉

区分		税率	臨時的軽減
電気自動車・天然ガス自動車		非課税	非課税
ガソリン車*	令和12年度燃費基準75%達成	非課税	非課税
	令和12年度燃費基準60%達成	1%	非課税
上記以外		2%	1%

※一定の排ガス性能を有する軽自動車に限る
*令和2年度燃費基準達成車に限る

(2) 種別割のグリーン化特例(軽課)の見直し・延長 ※令和4・5年度分

燃費基準を見直した上で、ガソリン軽自動車のグリーン化特例(軽課)の対象を乗用・営業用車に限定します。

〈令和4・5年度分の概要〉

区分		軽減割合	
電気自動車・天然ガス自動車		概ね75%軽減	
ガソリン車	乗用*	令和12年度燃費基準90%達成	概ね50%軽減
		令和12年度燃費基準70%達成	概ね25%軽減
	自家用	軽減なし	
貨物		軽減なし	

※一定の排ガス性能を有する軽自動車に限る
※令和3年度内に取得した新車は令和4年度分、令和4年度内に取得した新車は令和5年度分に適用
*令和2年度燃費基準達成車に限る